

第一東京弁護士会 年末年始について(令和4年度)

【弁護士会館】

1. 年末について

①事務局一般業務 12月28日(水曜)正午まで

※各種登録に関する手続き等については、27日(火曜)午後4時30分まで

※窓口での証明書の発行は27日(火曜)午後4時30分まで

(証明書発行機は28日(水)正午までご利用できます。)

- ②23条の2照会請求申請 12月23日(金曜)必着でお申し出ください。
※年内に審査を希望される方は12月22日(木曜)必着でお申し出ください。
- ③図書室業務 12月26日(月曜)午後4時30分まで
- ④11階面談室使用 12月27日(火曜)まで平常どおり(午後5時まで)
- ⑤貸室使用 12月27日(火曜)まで平常どおり(午後5時まで)
- ⑥法律相談業務〔霞が関相談センター〕 12月28日(水曜)まで平常どおり
- ⑦国選業務〔法テラス霞が関〕 12月28日(水曜)まで平常どおり(午後5時30分まで)
- ⑧未決拘禁者とのテレビ電話 12月27日(火曜)まで(予約も27日まで)
※12月27日の接見分の予約は、12月26日(月曜)の午後3時まで
※12月27日の予約受付(午後3時まで)は、1月5日の接見分の予約です。
- ⑨未決拘禁者とのFAX通信
FAX送信(弁護士会→拘置所) 12月27日(火曜)まで
FAX受信(拘置所→弁護士会)最終日は、12月26日(月曜)
- ⑩法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕12月23日(金曜)まで平常どおり(午後5時まで)
※FAXによる申請は12月28日(水曜)午前11時まで

2. 年始について

①事務局一般業務 1月5日(木曜)午前9時30分から平常どおり

- ②23条の2照会請求申請 1月5日(木曜)から
- ③図書室業務 1月5日(木曜)午前10時から
- ④11階面談室使用 1月5日(木曜)から平常どおり
- ⑤貸室使用 1月5日(木曜)から平常どおり
- ⑥法律相談業務〔霞が関相談センター〕 1月5日(木曜)から平常どおり
- ⑦国選業務〔法テラス霞が関〕 1月4日(水曜)から平常どおり(事件閲覧は5日から)
- ⑧未決拘禁者とのテレビ電話 1月5日(木曜)から(予約も5日から)
- ⑨未決拘禁者とのFAX通信
FAX送信(弁護士会→拘置所) 1月10日(火曜)から
FAX受信(拘置所→弁護士会)1月10日(火曜)から
- ⑩法律援助申請業務〔法律援助事務センター〕1月5日(木曜)から平常どおり

【多摩支部】

1. 年末について

- ①事務局一般業務 12月28日(水曜)正午まで
※当番弁護士業務は 12月27日(火曜)まで平常どおり
- ②法律相談業務〔八王子・立川・町田相談センター〕
12月28日(水曜)まで平常どおり

2. 年始について

- ①事務局一般業務 1月5日(木曜)から平常どおり
- ②法律相談業務〔八王子・立川・町田相談センター〕
1月5日(木曜)から平常どおり